

三、小作地の轉貸借 四、小作地賣却 五、小作契約の繼續及消滅 六、契約消滅の場合の賠償 七、小作料の一时的減額 八、小作料の供託 九、調停の效力 十、調停困難なる時の處置 十一、小作委員會 十二、訴訟及調停の促進等十二項からなつてゐるが、その目的とするところは小作人の欺騙組合の闘争に依つて獲得した小作人の利益を法律によつて奪ひ返し地主を擁護し闘争を壓殺せんとするものである。

實行方法

凡ゆる機會に小作人に宣傳し署名運動、村役場農會に對する大衆的反對抗議運動を起す

部落世話役活動農委活動の件

本部提案

理由

資本家地主や其の代理者で占有されてゐる村會農會信用組合

耕地整理組合等は何一つとして一般勤勞大衆の利益になる方針を諸設備をなすことなく自己の利益から打算した方法のみに没頭し甚だしいのになると公金の費消や凡ゆる會合も待合遊びによつてウヤムヤに葬り而も勤勞大衆の負擔を加重せしめてゐる吾々は斯かる村會農會信用組合等の吾々の利益に反する問題はドシドシ取り上げて大衆的な問題として闘かわねばならないまた部落内における借金税金等の問題も借金不納同盟若くは借金整理組合の名によつて地主高利貸等に對する闘争を起すべきである、之等の闘争をオコスには日常、部落の大衆と密接な關係を作つておかねばならぬそのためには部落世話役活動をやることである例へば婚禮や役場官廳の手續、手紙代書、借金の世話などをして平常信頼される世話人となり地主の勢力を（信頼）吾々の手に握らねばならぬ、日常色々なことを親切に世話